

議案第53号

福岡市保健所及び保健センター条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡市保健所及び保健センター条例の施行に伴い、関係条例を整備する必要があるによる。

福岡市保健所及び保健センター条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(福岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2 ア 医療職給料表(1)備考及びイ 医療職給料表(2)備考中「保健所」の次に「又は保健センター」を加える。

別表第4 2 医療職給料表級別基準職務表 ア 医療職給料表(1)級別基準職務表4級の項及び5級の項を次のように改める。

4級	医療、保健等の業務を行う部長の職務
5級	1 主として医療、保健等の業務の指導又は監督に従事する理事の職務 2 保健所の所長の職務

(福岡市感染症診査協議会条例の一部改正)

第2条 福岡市感染症診査協議会条例(平成11年福岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「協議会」という。)」を削る。

第2条第1項中「第24条第1項及び第2項」を「第24条第1項」に、「すべての保健所について1の協議会」を「福岡市保健所に福岡市感染症診査協議会(以下「協議会」という。)」に改め、同条第2項を削る。

第8条第1項中「表のとおり」を「各号に掲げる事務を行わせるため、当該各号に定める」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 感染症（結核を除く。）の診査 感染症診査部会
- (2) 結核の診査 結核診査部会

第8条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

（福岡市立保健所使用料及び手数料条例の一部改正）

第3条 福岡市立保健所使用料及び手数料条例（昭和41年福岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市保健所及び保健センター使用料及び手数料条例

第1条中「保健所に」を「保健所及び保健センターに」に、「行なう」を「行う」に、「保健所の」を「これらの」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正）

第4条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年福岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

第2条第1項中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改め、「当該病院の所在地を所管する」を削る。

附 則

この条例は、福岡市保健所及び保健センター条例（令和5年福岡市条例第60号）の施行の日から施行する。ただし、第4条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例第1条の改正規定及び同条例第2条の改正規定（「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。